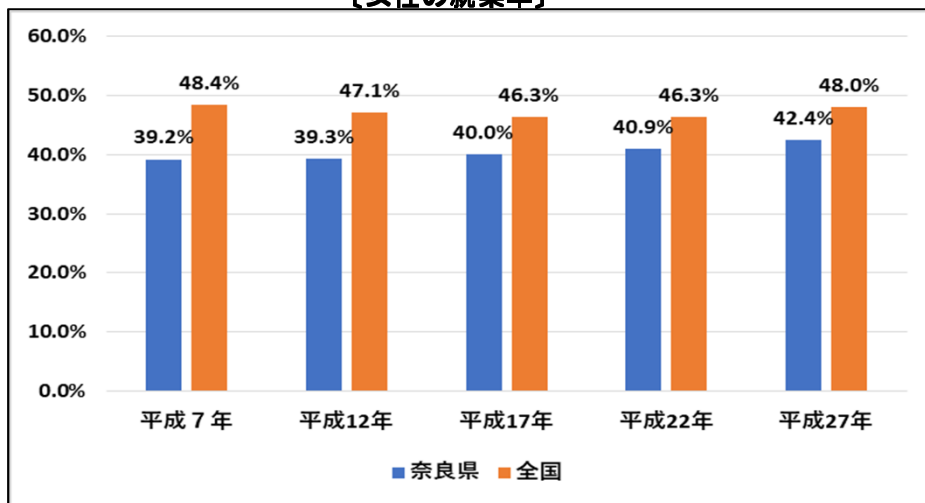


## 5 女性の社会参画

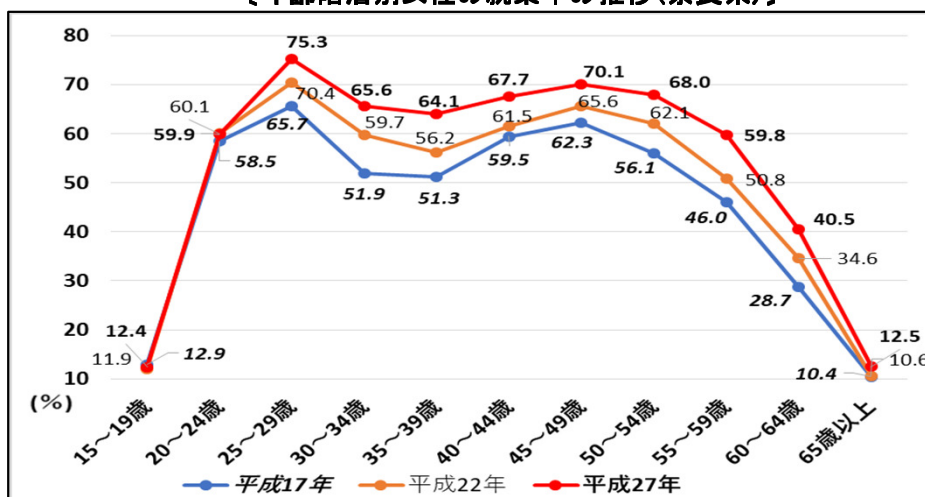
### 女性の就業の状況

#### 〔女性の就業率〕



出典：平成27年国勢調査就業状態等基本集計結果（統計課）ほか

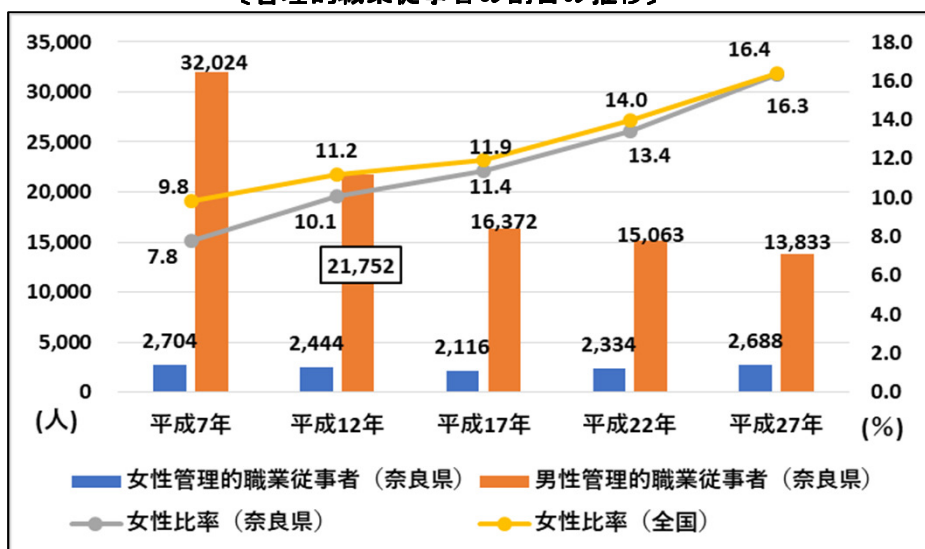
#### 〔年齢階層別女性の就業率の推移(奈良県)〕



出典：国勢調査（総務省）

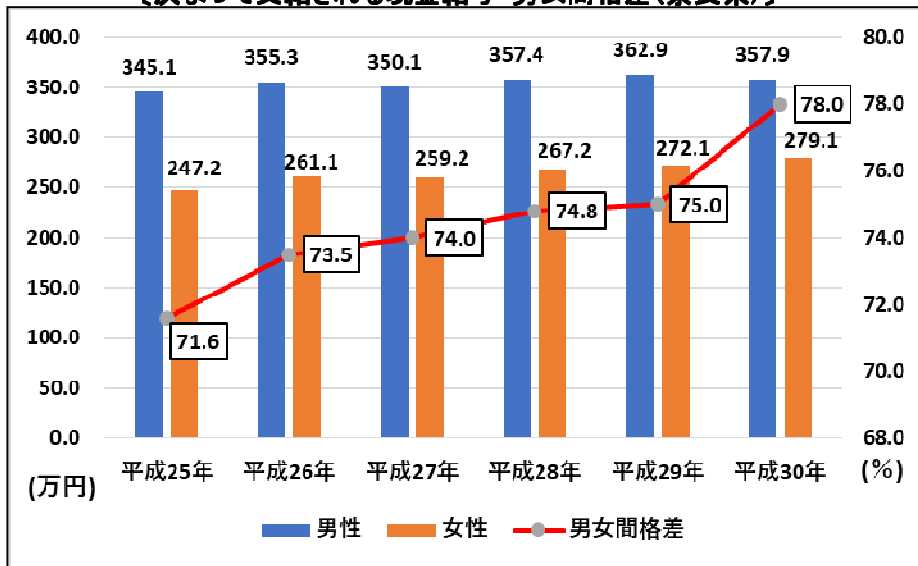
### 男女間格差の状況

#### 〔管理的職業従事者の割合の推移〕



出典：国勢調査（総務省）

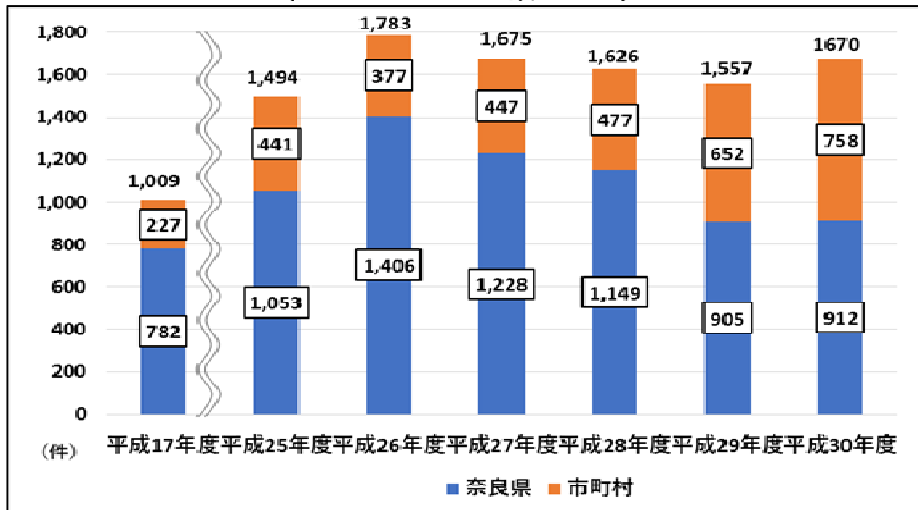
〔決まって支給される現金給与・男女間格差(奈良県)〕



出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

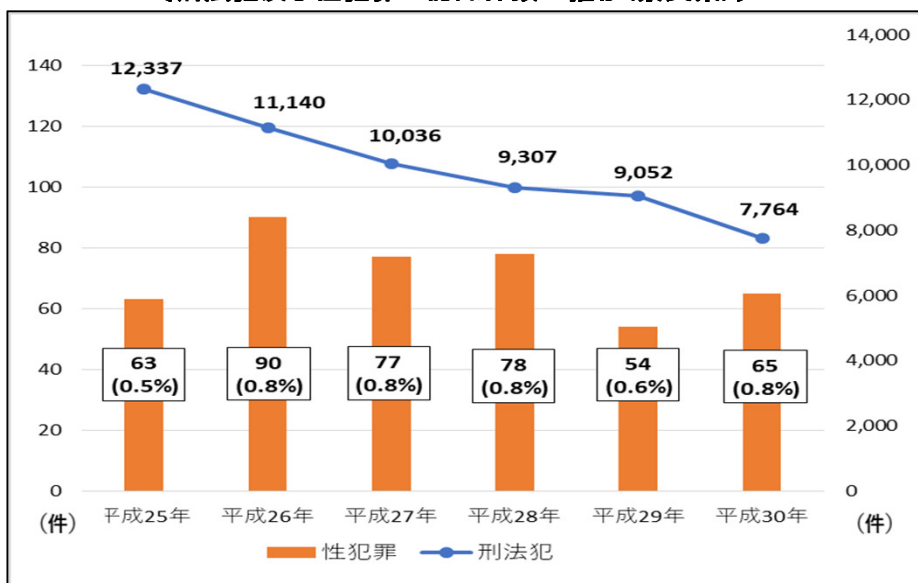
女性への暴力の状況

〔DV被害の相談件数の推移〕



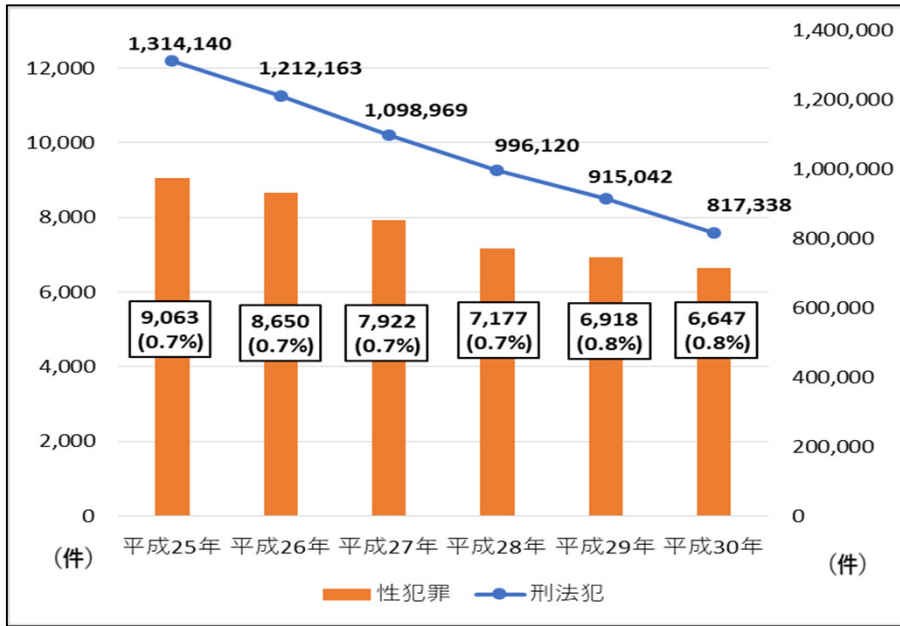
奈良県子ども家庭課調べ

〔刑法犯及び性犯罪の認知件数の推移(奈良県)〕



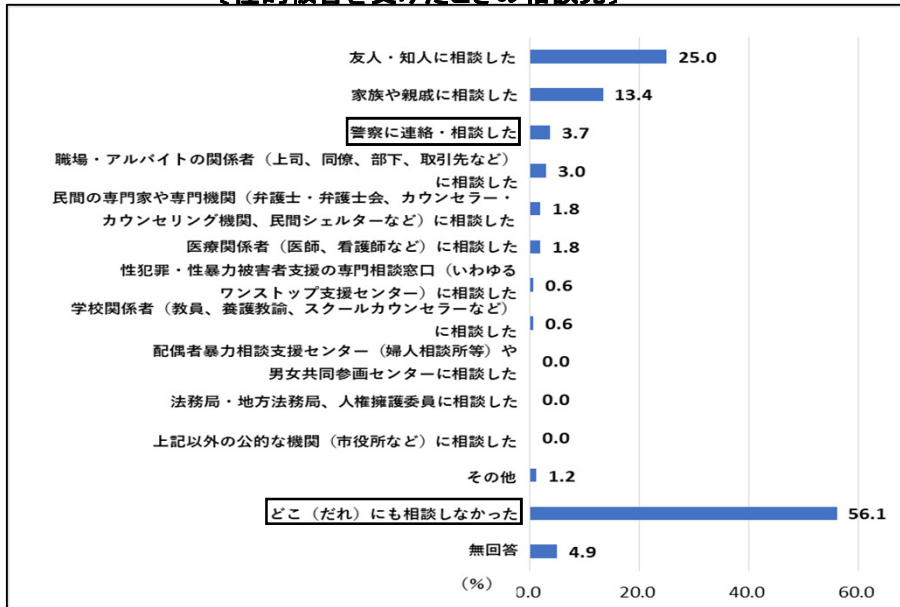
出典：犯罪統計資料（警察庁）

### 【刑法犯及び性犯罪の認知件数の推移(全国)】



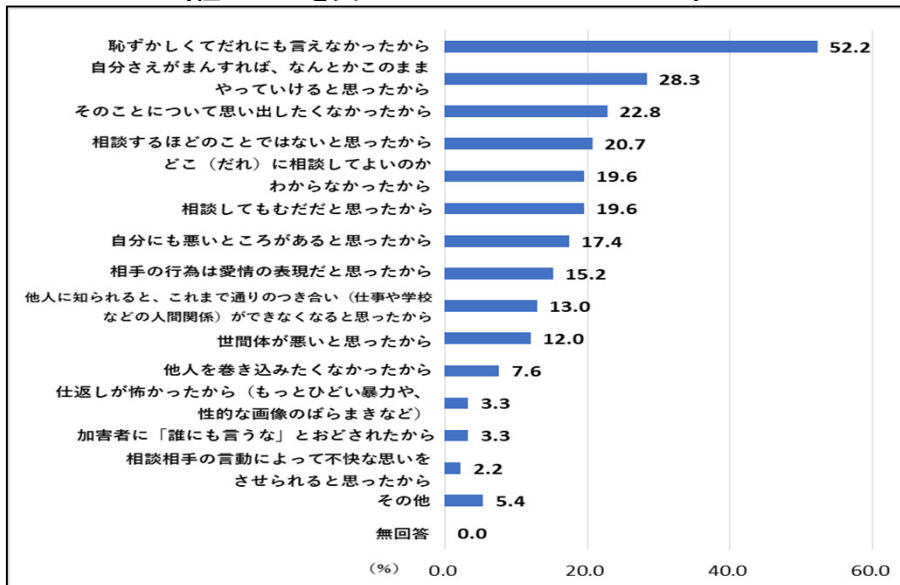
出典：犯罪統計資料（警察庁）

### 【性的被害を受けたときの相談先】



出典：平成29年男女間における暴力に関する調査（内閣府）

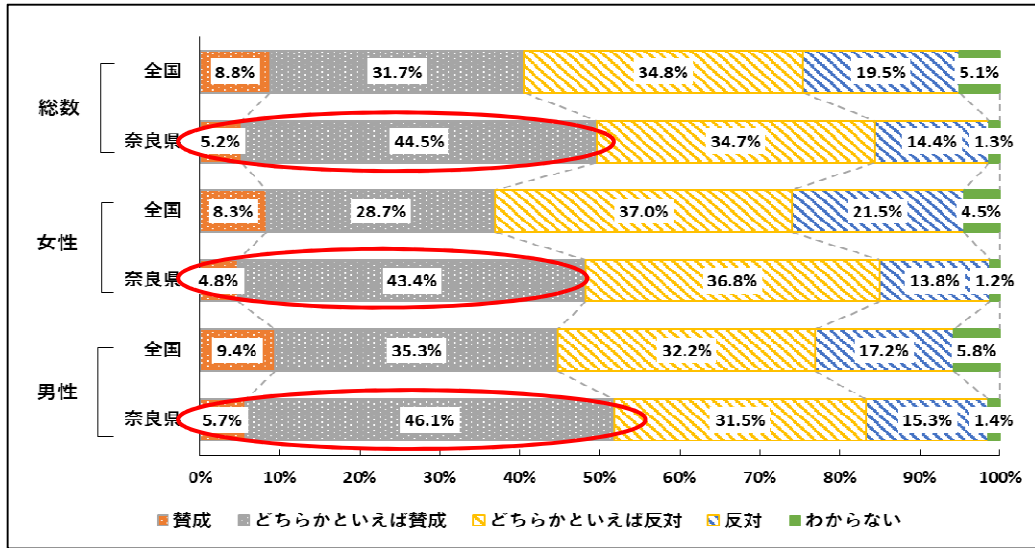
### 【性的被害を受けたとき相談しなかった理由】



出典：平成29年男女間における暴力に関する調査（内閣府）

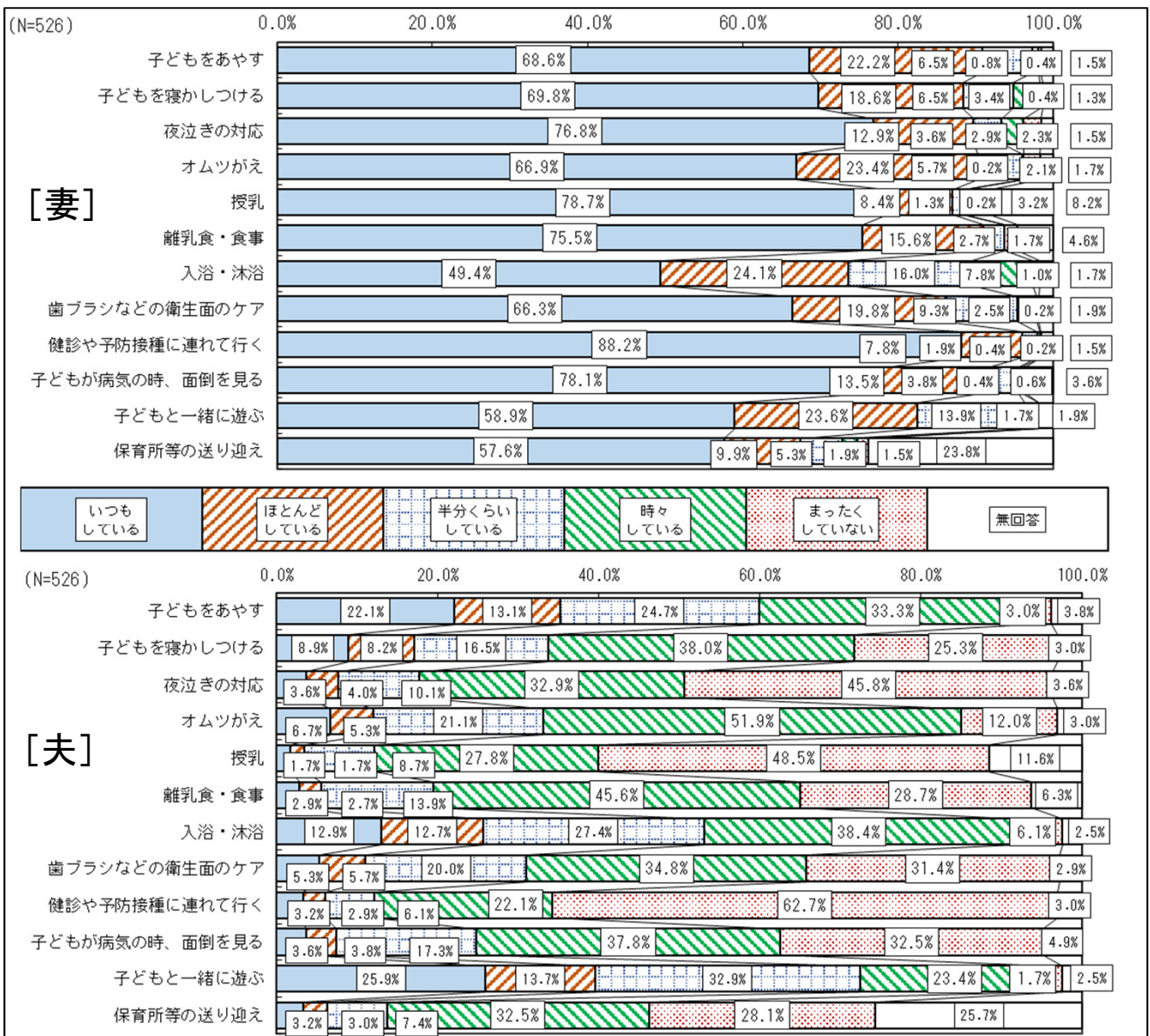
### 固定的な性別役割分担意識の状況

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識】



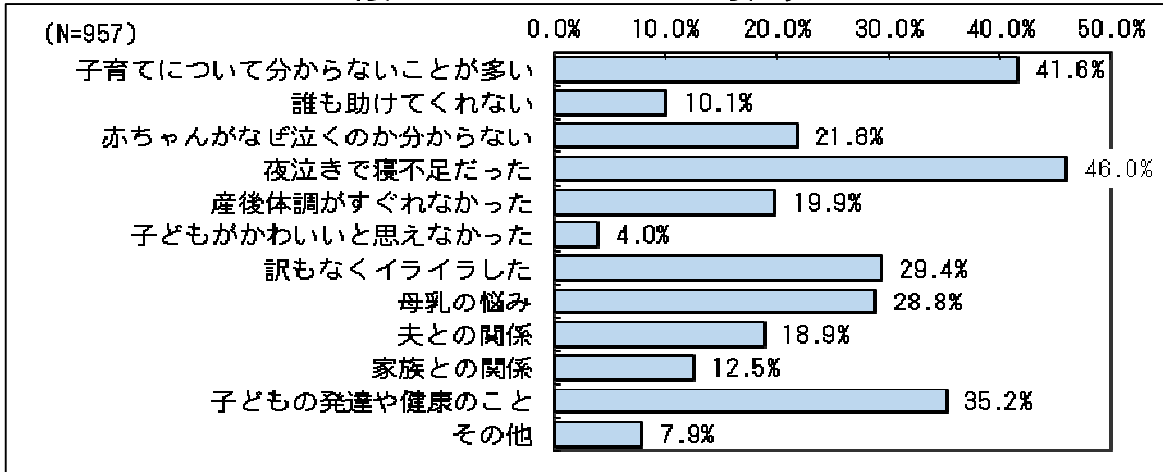
出典：平成28年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

### 【育児の分担状況】



出典：平成30年 奈良県結婚・子育て実態調査

### 【妻の子育てがしんどいと感じた要因】



出典：平成30年奈良県結婚・子育て実態調査

### 【男性の長時間労働の状況】

#### 【帰宅時間】

都道府県	帰宅時間	順位
全国	19:31	—
兵庫県	19:56	1位
神奈川県	19:55	2位
埼玉県	19:51	3位
茨城県	19:46	4位
千葉県	19:46	4位
大阪府	19:46	4位
奈良県	19:46	4位
島根県	18:34	46位
鹿児島県	18:32	47位

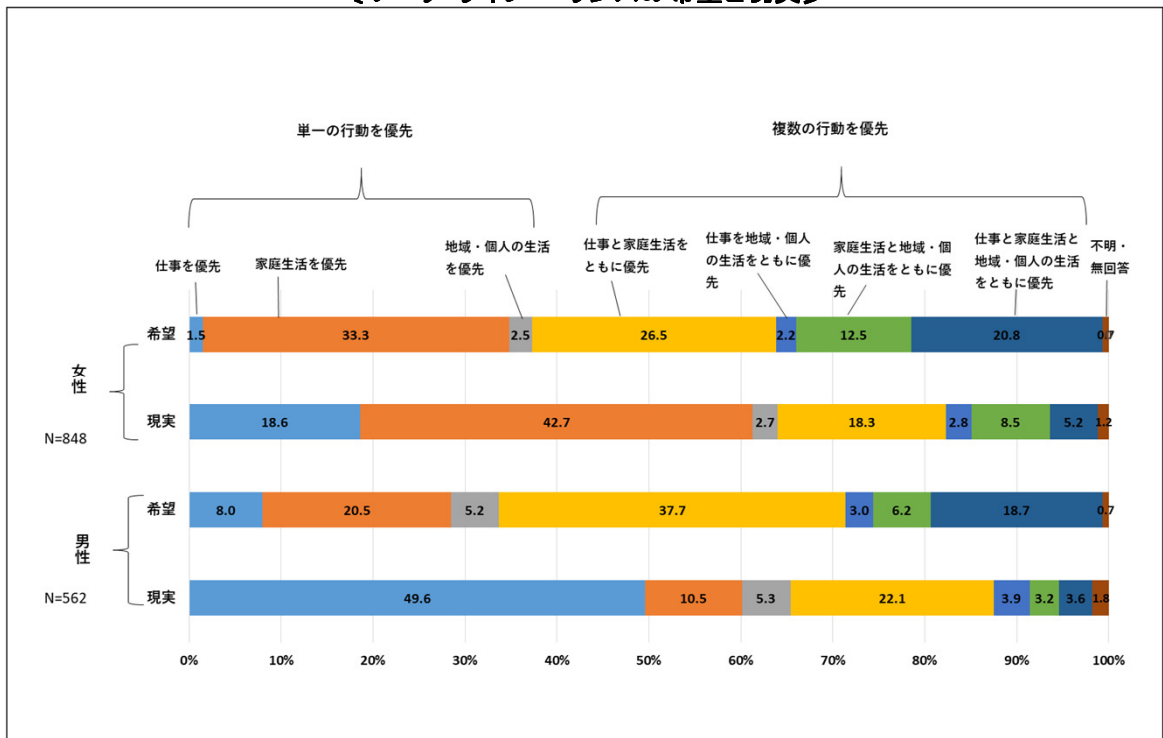
出典：平成28年社会生活基本調査  
(総務省)

#### 【週60時間以上勤務割合】

都道府県	週60時間以上勤務割合	順位
全国	13.3%	—
北海道	15.3%	1位
福岡県	14.6%	2位
埼玉県	14.3%	3位
奈良県	13.6%	14位
熊本県	13.6%	14位
神奈川県	13.6%	14位
長崎県	13.6%	14位
秋田県	9.9%	46位
沖縄県	9.0%	47位

出典：平成29年就業構造基本調査  
(総務省)

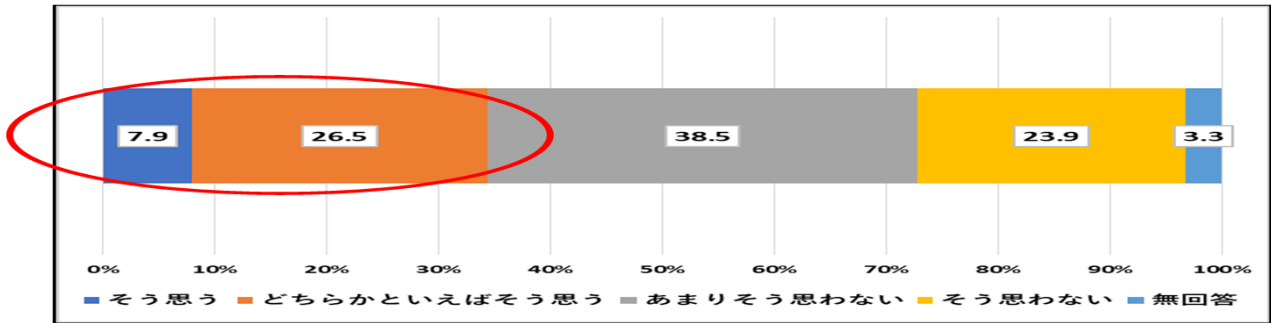
### 【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実】



出典：平成26年女性の社会参加に関する意識調査（女性活躍推進課）

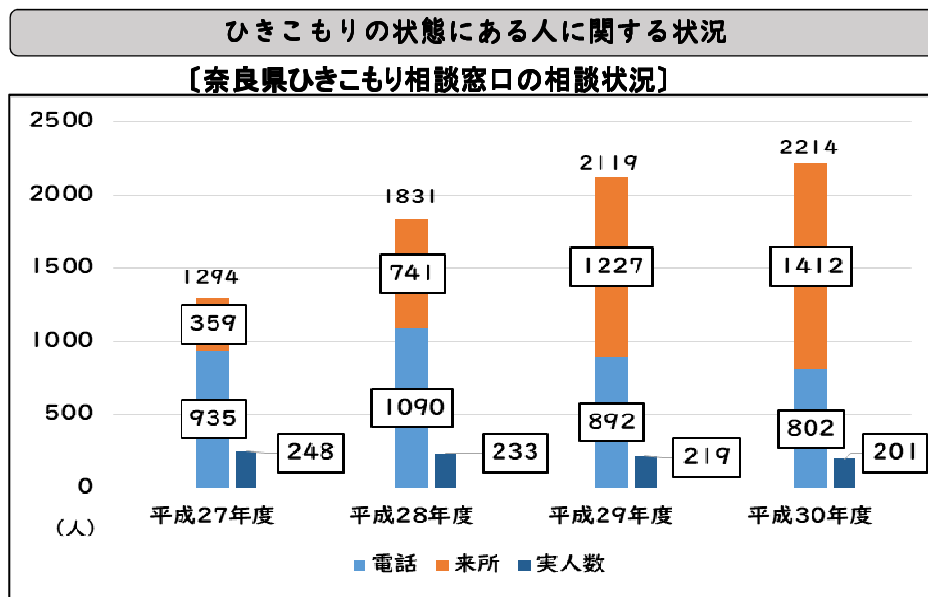
〔女性の社会参画に関する県民の人権意識〕  
(平成28年度 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)より)

〔「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をした方がよい」という考え方に対する意識〕



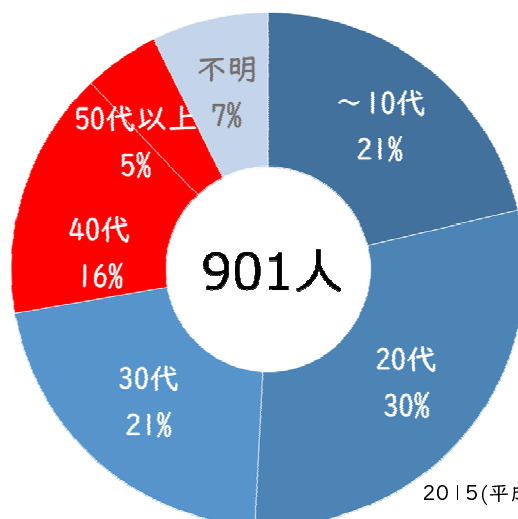
## 6 新たな人権問題の顕在化

### (1) 【ひきこもり状態にある人】



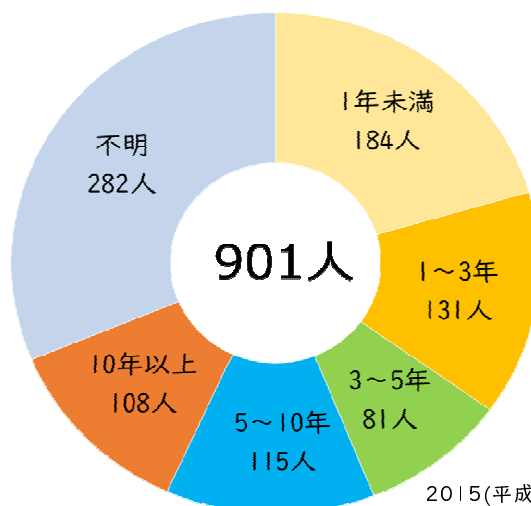
奈良県青少年・社会活動推進課調べ

#### 【奈良県ひきこもり相談窓口におけるひきこもり当事者の年齢構成】



2015(平成27)年度～2018(平成30)年度新規相談者  
(奈良県青少年・社会活動推進課調べ)

#### 【奈良県ひきこもり相談窓口におけるひきこもり当事者のひきこもり年数】



2015(平成27)年度～2018(平成30)年度新規相談者  
(奈良県青少年・社会活動推進課調べ)

## (2) 【性的マイノリティ】

### 性的マイノリティとは

性的マイノリティとは同性に恋愛感情を持つ人、同性にも異性にも惹かれる人、自分の性別に違和感がある人などのことをいいます。LGBTという言葉で表すこともあります。

LGBT

L：レズビアン (Lesbian)：女性同性愛者

G：ゲイ (Gay)：男性同性愛者

B：バイセクシュアル (Bisexual)：両性愛者

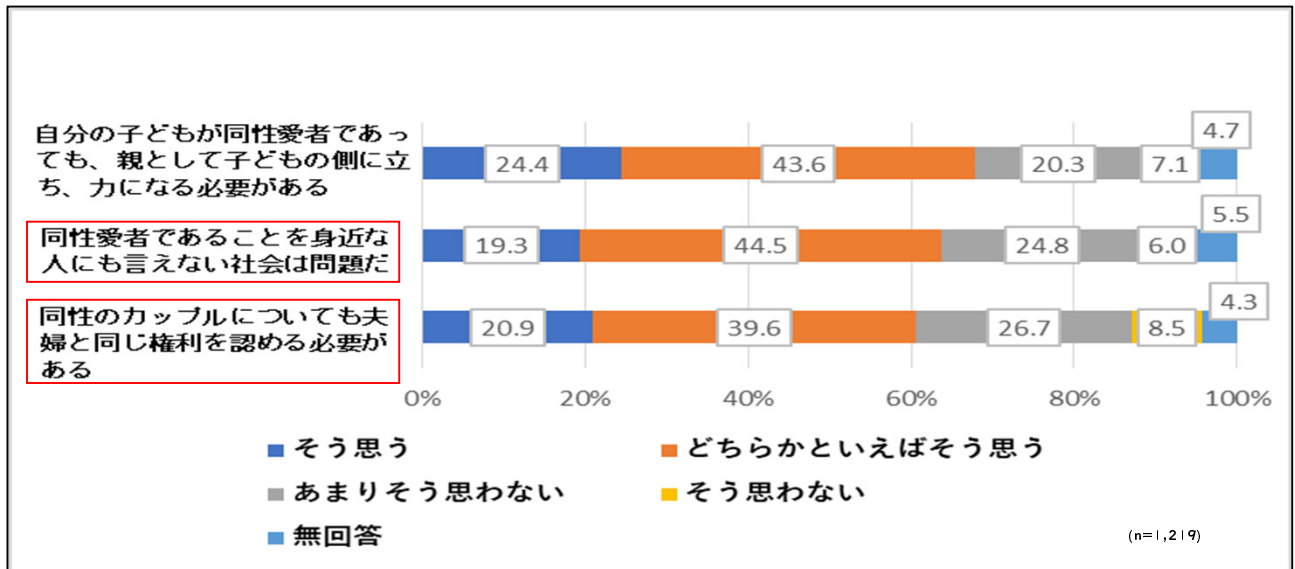
T：トランスジェンダー (Transgender)：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※そのほかにも性のありようは様々あります。

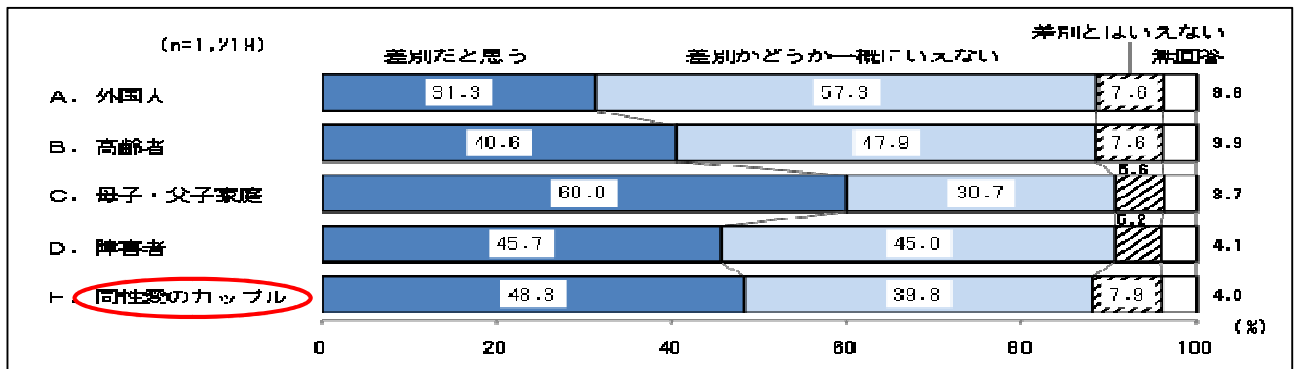
### 〔性的マイノリティに関する県民の人権意識〕

(人権に関する県民意識調査より(平成30(2018)年1月実施))

#### 〔性的マイノリティに対する意識〕



#### 〔家主が、つぎのような人にマンションを貸さないことに対する意識〕

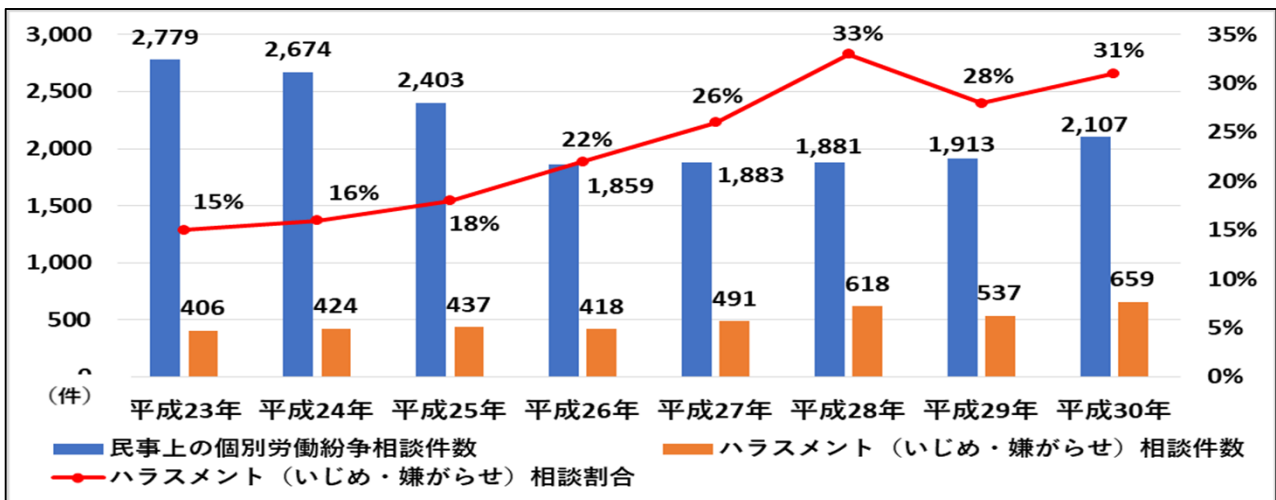




### (3) 【ハラスメント】

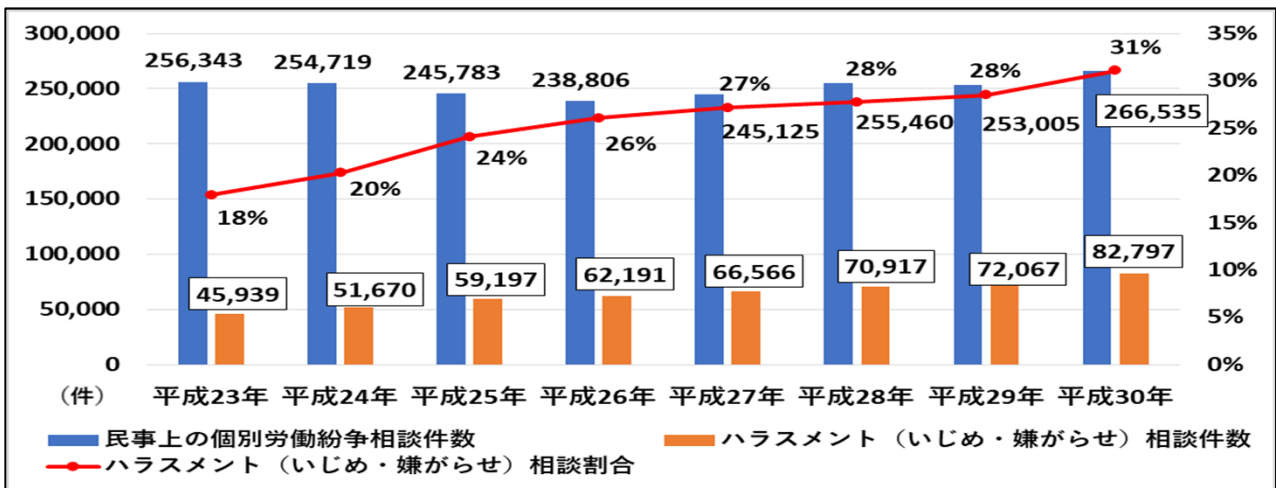
#### ハラスメントに関する状況

【ハラスメント関連の相談件数の推移(奈良県)】



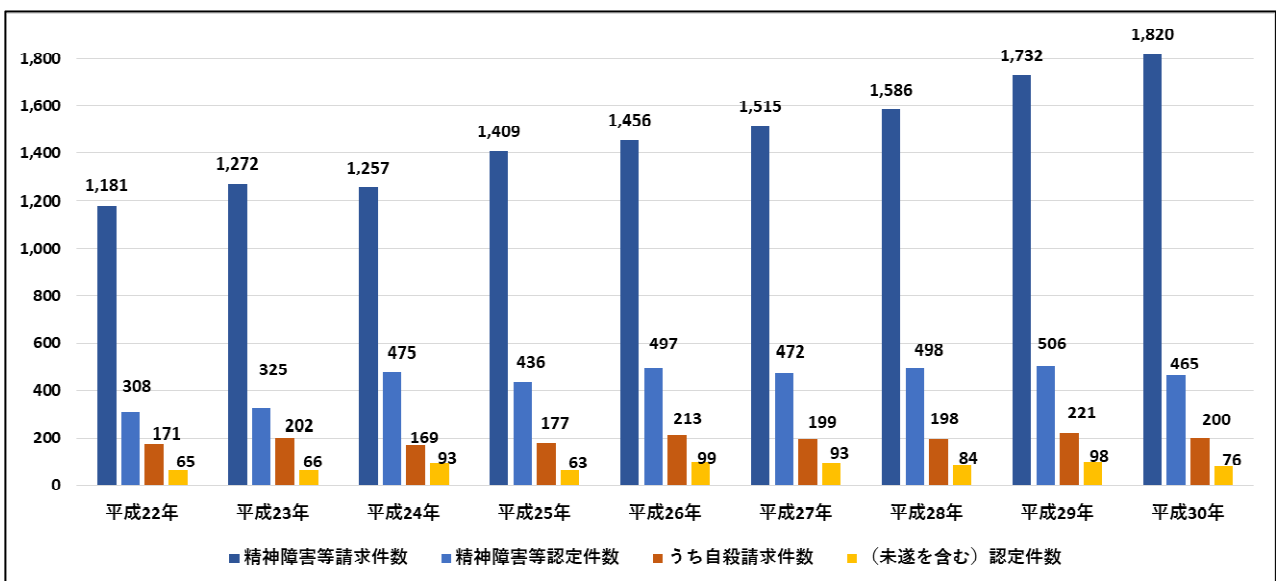
出典：個別労働紛争解決制度施行状況（厚生労働省）

【ハラスメント関連の相談件数の推移(全国)】



出典：個別労働紛争解決制度施行状況（厚生労働省）

【精神障害の労災補償状況の推移(全国)】

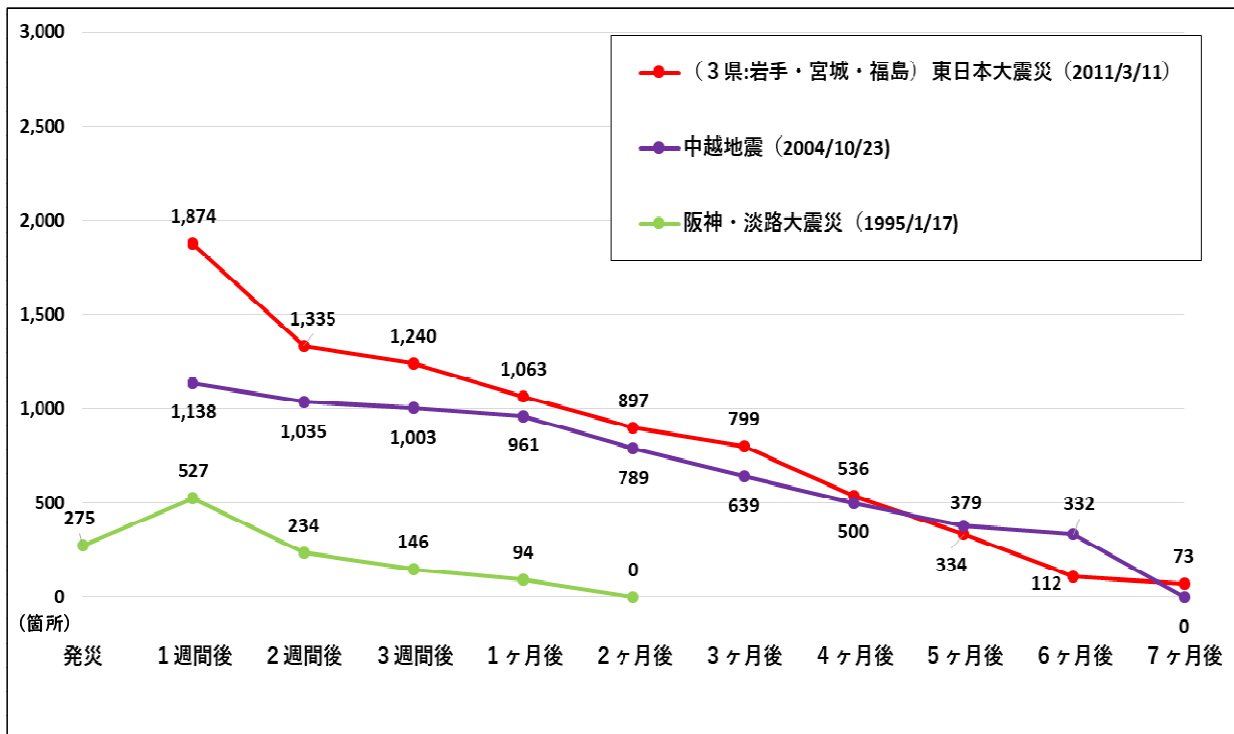


出典：過労死等の労災補償状況（厚生労働省）

#### (4) 【災害時における人権】

##### 避難所生活の長期化に関する状況

##### 〔避難所数の推移について〕



出典：警察庁発表資料

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)

(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

(平成9年3月27日)

(奈良県条例第24号)

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになってきている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

## (県民の責務)

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成31年3月22日)

(奈良県条例第40号)

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第4条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針
- 二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第5条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第6条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第7条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 奈良県人権施策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第4号）第2条の規定に基づき、奈良県人権施策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、人権施策についての重要事項を調査審議し、必要と認める事項を知事に建議する。

(組織)

第4条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

3 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置く。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、第2項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加える。

5 部会長は、部務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会委員又は部会委員以外の者に対し、協議会又は部会に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、くらし創造部人権施策課において行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(奈良県同和対策協議会の廃止)

2 奈良県同和対策協議会規則（昭和28年6月奈良県規則第39号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後において、最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則（平成20年規則第65号）抄

(附則期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県人権施策協議会委員（敬称略）（五十音順）

氏名	役職	分野	備考
あくざわ まりこ 阿久澤 麻理子	大阪市立大学教授	人権教育 (教育社会学)	学識経験者
あこかず ひこ 阿古和彦	葛城市長	地方行政	市長会代表
おかした もりまさ 岡下守正	大淀町長		町村会代表
ささき いুকこ 佐々木 育子	弁護士	女性、高齢者	学識経験者
しぶ やまき 渋谷 真樹	奈良教育大学教授	外国人 (異文化間教育)	学識経験者
すどう こうじ 須藤 幸治	奈良県人権擁護委員連合会顧問	人権相談・支援	学識経験者
ちはら まさよ 千原 雅代	天理大学教授	子ども	学識経験者
てら さわ りよういち 寺澤 亮一	(一財) 奈良人権部落解放研究所理事長 前人権擁護推進審議会委員	同和教育 同和問題	学識経験者
のぐち みちひこ 野口 道彦	大阪市立大学名誉教授	人権教育 (共生社会論)	学識経験者
まつ おか えつこ 松岡 悦子	奈良女子大学教授	女性	学識経験者
まつ だ たえこ 松田 多恵子	(社福) 奈良「いのちの電話協会」	人権相談	学識経験者
むら かみ よしお 村上 良雄	(社福) わたぼうしの会副理事長	障害者	学識経験者